野木町空き家バンク実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、町内における空家等を有効活用することにより、移住定住の促進及び地域の活性化を図るために実施する野木町空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　空家等　現に居住しておらず、又は近く居住しなくなる予定の個人が所有する町内に存する一戸建ての住宅で、住居として利用可能な住宅（併用住宅を含む。）及びその敷地をいう。

⑵　所有者　空家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空家等の売買又は賃貸（以下「売買等」という。）を行うことができる者をいう。

⑶　空き家バンク　空家等の売買等を希望する所有者から申込みを受けた空家等の情報について、町内への移住定住等を目的として空家等の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。

⑷　利用者　移住定住又は定期的な滞在を目的として、野木町空き家バンク　の利用を希望し、情報の提供を受けようとする者をいう。

⑸　媒介業者　町が空き家バンクの実施について協定を締結する団体（以下「協定団体」という。）の会員のうち協定団体に空き家バンクへの協力を申し出た業者で、空家等に関し、所有者と利用者との売買契約又は賃貸借契約の代理又は媒介を行うことができる者をいう。

（適用上の注意）

第３条　この要綱は、空き家バンク以外による空家等の取引を妨げるものではない。

２　野木町暴力団排除条例（平成２３年野木町条例第１９号）第２条第２号に規定する暴力団員若しくは同条第３号に規定する暴力団員等に該当する者又はこれらと密接な関係を有していると認められる者は、野木町空き家バンクを利用することができない。

（空家等の登録申込み等）

第４条　空き家バンクに空家等を登録しようとする所有者（以下「申請者」という。）は、空き家バンク登録申請書（別記様式第１号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認し、内容が適切であると認めるときは、登録番号を付し、空き家バンク登録台帳（別記様式第２号。以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、前項の申請のあった空家等のうち次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

⑴　賃貸借を目的として建築されたもの

⑵　主として不動産業を営む者が所有するもの

⑶　老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

⑷　前各号に掲げるもののほか、町長が空き家バンクへの登録が適切でないと認めるもの

３　町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（別記様式第３号）を当該申請者に通知するものとする。

４　第２項の規定による登録の期間は、登録台帳に登録した日から２年間とする。ただし、第１項に規定する手続により、再登録することができる。

５　町長は、第２項の規定による登録のない空家等で、空き家バンクによることが適切と認められるものは、当該所有者に対して空き家バンクによる登録を勧めることができる。

（空家等登録事項の変更の届出）

第５条　前条第３項の規定による通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、登録台帳に登録された内容に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（別記様式第４号）により速やかに町長に届け出なければならない。

（空家等の登録の取下げ）

第６条　登録者は、空き家バンクへの登録を取り止めるときは、空き家バンク登録取下げ届出書（別記様式第５号）により町長に届け出るものとする。

２　町長は、前項の届出書の提出があったときは、登録台帳に登録した情報を削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書（別記様式第６号）を当該登録者に通知するものとする。

（空家等の登録の取消し）

第７条　町長は、空家等が次の各号のいずれかに該当するときは、登録台帳に登録した情報を削除するとともに、空き家バンク登録取消通知書（別記様式第６号）を当該登録者に通知するものとする。

⑴　登録物件の売買又は賃貸の契約が成立したとき。

⑵　登録物件に係る所有権その他の権利に移動があったとき。

⑶　登録内容に虚偽があったとき。

⑷　第４条第４項に規定する登録期間を満了したとき（登録の更新があった　場合を除く。）。

⑸　前各号に掲げるもののほか、取消しが必要であると町長が認めたとき。　（成約の報告）

第８条　登録者は、空き家バンクに登録した空家等（以下「登録物件」という。）が成約に至った場合には、空き家バンク登録物件成約報告書（別記様式第７号）に契約書の写しを添えて町長に報告するものとする。

（情報提供）

第９条　町長は、登録台帳に登録した空家等の情報について、町ホームページその他適切な方法により情報提供するものとする。

（利用者の登録）

第１０条　利用者は、空き家バンク利用登録申請書（別記様式第８号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を確認し、内容が適切であると認めるときは、空き家バンク利用登録台帳（別記様式第９号。以下「利用台帳」という。）に登録するものとする。

３　町長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用登録完了通知書（別記様式第１０号）を利用者に通知するものとする。

４　第２項の規定による登録の期間は、２年間とする。ただし、第１項に規定する手続により、再登録することができる。

（利用登録事項の変更の届出）

第１１条　利用者は、利用台帳に登録された内容に変更があったときは、空き家バンク利用登録変更届出書（別記様式第１１号）を町長に届け出なければならない。

（登録物件の見学又は売買等の申込み）

第１２条　登録物件の見学又は売買等をしようとする利用者は、空き家バンク希望物件申込書（別記様式第１２号）により町長に申し込まなければならない。

２　町長は、前項の規定による申込書の提出があった場合は、当該登録物件の登録者、協定団体及び媒介業者に対し、空き家バンク希望物件申込書（別記様式第１２号）のうち必要な情報を提供するものとする。

３　前項の規定による通知を受けた当該登録物件の登録者又は媒介業者は、遅滞なく当該利用者との交渉を開始するとともに、町長にその交渉結果を報告するものとする。

（利用者の登録の取下げ）

第１３条　利用者は、登録を取り止めるときは、空き家バンク利用登録取下げ届出書（別記様式第１３号）により町長に届け出るものとする。

２　町長は、前項の届出書の提出があったときは、利用台帳に登録した情報を削除するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（別記様式第１４号）を当該利用者に通知するものとする。

（利用者の登録の取消し）

第１４条　町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用台帳の登録を削除するとともに、空き家バンク利用登録取消通知書（別記様式第１４号）を当該利用者に通知するものとする。

⑴　申込内容に虚偽があったとき。

⑵　空き家バンクを利用するに当たり、ふさわしくない行為がある、又はそのおそれがあると町長が認めたとき。

（個人情報の保護）

第１５条　登録者及び利用者は、空き家バンクに係る個人情報について、次に掲げる事項に留意の上、適正に取り扱うものとする。当該事業を利用した後についても、同様とする。

⑴　個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

⑵　個人情報をき損及び滅失することのないよう適正に管理すること。

⑶　個人情報を町長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。

⑷　個人情報は、空き家バンクの利用終了後、速やかに廃棄、消去その他適正な措置を講ずること。

⑸　個人情報について漏えい、き損又は滅失等の事案が発生した場合は、速やかに町長に報告し、その指示に従うこと。

（登録者と利用者の交渉等）

第１６条　町長は、空家等に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

２　登録者は媒介業者に対し契約交渉の媒介を依頼し、利用者は媒介業者に対し契約交渉の媒介を依頼することができる。

（その他）

第１７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。